

下水道事業受益者負担金について

1 受益者負担金とは

下水道が整備されれば、汚水の排除や水洗便所が利用できるようになるなど、生活環境が改善され、利便性・快適性が向上するとともに、都市の健全な発達と公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質保全が図られます。

下水道施設は、道路や公園など誰でも利用できる公共施設とは違い、その利用は下水道が整備された区域に住んでいる人に限られます。

この限られた人のために市民の皆様の税金で事業を実施すれば、「負担の公平」を欠くことになってしまいます。

そこで、この利益を受ける人に、下水道事業の整備費用の一部を負担していただき、より一層の整備促進を図ろうというのが受益者負担金の制度です。

2 受益地

下水道が整備された区域(供用開始区域)内の土地は、**空き地や駐車場など建物が建っていない土地を含め、すべて受益地として受益者負担金の対象となります。**

ただし、**長期営農予定の農地や、公共性の高い道路など、将来的にも宅地化が見込まれない土地については、実情に応じて減免や徴収猶予となる場合がありますので、ご相談ください。**

また、下水道に接続していなくても、「下水道がいつでも利用できる状態」となっていますので、接続の有無にかかわらず負担金はかかります。

3 受益者

下水道が整備された区域内の土地(受益地)の所有者です。ただし、長期にわたってその土地を借りている人がいる場合は、話し合いの上で借地人が受益者となることも可能です。

下水道が整備されることによる特別な利益を受けるのは土地の所有者です。したがって、土地所有者が受益者となります。ただし、長期にわたって土地を借りている人も土地に対する権利が強く、利益を受ける場合があります。この場合には、双方の話し合いによって借地人を受益者とすることができます。(申告が必要です。)なお、単なる借家人は、土地に対する権利がないので、受益者にはなりません。

4 受益者申告

下水道が整備され、供用開始区域となった翌年度に受益者決定のために、受益者申告をお願いしています。申告書には、あらかじめ4月1日現在の登記簿をもとに作成した受益地の一覧が記入してありますので、ご確認の上、提出してください。借地人等が受益者となる場合には、この受益者申告書に必要事項を記入し、借地人等の同意の印をもらう必要があります。なお、賃借人等が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。ただし、法人は押印が必要になります。

受益者申告書の提出がない場合には、そのまま土地所有者を受益者として認定します。

5 受益者負担金の算出方法

受益者ごとに、

＜区域内の土地の合計面積＞ × ＜単価＞

で決定します。(10円未満切捨て。)

最新の単価は1平方メートル当たり480円です。単価及び負担金総額の概算は、受益者申告書(控)に表示しています。

6 受益者負担金の支払時期

(1) 期別納付

受益者負担金は、原則毎年度5期(7月、9月、11月、翌1月、翌3月)で4年間、計20回分割でお支払いいただきます。

(各納期の100円未満の端数は、初年度第1期にまとめてお支払いいただきます。)

(2) 一括納付(全納)

負担金は、まとめてお支払いいただくことも可能です。

受益者負担金を初年度第1期の納期内(7月中)に「4年分一括納付」していただくか、次年度第1期の納期限までに「次年度以降3年分一括納付」していただくと、前納報奨金を差引いて納付することができます(全納用納付書を使用。)

前納報奨金額は、以下の式で計算します。(10円未満切捨て)

4年分一括納付の場合 <支払総額> × 8%

3年分一括納付の場合 <残りの支払額> × 6%

【例】負担金総額10万円(各期5,000円)を

(ア) 納付1年目7月中に4年分一括納付した場合

支払総額	100,000円
前納報奨金	8,000円(100,000円×8%)
差引支払額	92,000円

(イ) 納付2年目7月までに3年分一括納付した場合

残りの支払額	75,000円
前納報奨金	4,500円(75,000円×6%)
差引支払額	70,500円

7 受益者負担金の支払方法

金融機関等窓口払、スマホ決済、口座振替の3通りの支払方法があります。

(1) 金融機関等窓口払

7月にお送りする納付書綴を金融機関またはコンビニエンスストアの窓口を持参してお支払ください。納付書綴は一括納付（全納）用と期別納付用1年分をまとめてお送りしますので、支払いの時に選びください。

(2) スマホ決済

スマホ決済に対応しています。詳細は米子市ホームページをご覧ください。

URL : <https://www.city.yonago.lg.jp/27584.htm>

(3) 口座振替

1か月前までに申し込みいただければ、各納期の末日（月末。月末が休日の場合は次の営業日。）に口座振替いたします。全納はできませんが、1年分一括納付はできます。（前納報奨金の対象にはなりません。）

下記のものをご用意して、ご利用の金融機関窓口にお申し込みください。
申込書は金融機関に用意してあります。

【用意するもの】

- ① 納付書綴または受益者申告書控（通知書番号を転記するため）
- ② 預金（貯金）通帳
- ③ 金融機関お届け印

※負担金の支払い方法のまとめ

	4年分一括納付	1年分一括納付	期別納付
金融機関等窓口払 スマホ決済	○(*)	×	○
口座振替	×	○	○

*専用の「全納」納付書でお支払ください。（納付書綴中にあります。）

*コンビニエンスストア及びスマホ決済の場合、納付書1枚あたりの合計金額が30万円を超えるものは、納付できません。

※中国5県以外に在住しておられ4年分の合計金額が30万円を超える方には、郵便振替払込用紙をお送りします。お近くの郵便局でお支払ください。（4年分一括納付、期別納付ともに可能です。）

8 減免・徴収猶予

土地または受益者の状況により、受益者からの申請にもとづいて負担金を減免又は徴収猶予できる場合があります。詳細については、お問い合わせください。

(1) 減免に該当する場合があるもの

公共性の高い道路、墓地、境内地、学校用地、保育所、社会福祉施設、自治会の集会所等の敷地、生活保護受給者 等

※減免率は、それぞれの事由によって定められています。

(2) 徴収猶予に該当する場合があるもの

長期営農予定の農地、山林、災害・盗難等で一時的に納付が困難 等

※徴収猶予後に事由が消滅した場合には、一括して負担金を納付いただきます。

9 受益者異動の手続き

土地の売買、借地の返却等により受益者に異動があった場合には、新・旧受益者が同意の上で申告していただければ、申告以降の納期分は新しい所有者（新受益者）にお支払いいただきます。ただし、申告がない場合には、引き続き従前の受益者（旧受益者）にお支払いいただきます。

受益者負担金は、賦課時点の受益者に4年にわたってお支払いいただくものです。しかし、4年の間に売買や借地の返却等がなされた際には、種々の事情により受益者の変更が必要な場合も生じると考えられます。その場合には、旧受益者、新受益者双方の同意が得られた場合に限り、申告書を提出いただいた上で受益者を変更いたします。

10 督促・滞納処分

各納期中に納付がなかった場合には、督促状をお送りします。それでもお支払いいただけない場合には、滞納処分（不動産・給与・預金等の差押等）を受けることとなります。

特別な事情により納付が困難な場合には、分割でのお支払いができる場合がありますので、ご相談ください。

【お問い合わせ】
米子市下水道部整備課
(TEL) 0859-34-1397